

学 則

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条

この学則は、兵庫県立高等学校学事通則第 18 条の規定により兵庫県立生野高等学校について必要な事項を定めることを目的とする。(課程、学科及び生徒定員)

第 2 条

課程、学科及び生徒定員は次のとおりとする。

課 程	学 科	生 徒 定 員	
全日制課程	普通科 ・観光・グローバル類型 ・地域探究類型	第 1 学年	80
		第 2 学年	80
		第 3 学年	80
		計	240

第 2 章 学年、学期及び休業日

(学 年)

第 4 条

学年は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(学 期)

第 5 条

学期は次のとおりとする

第 1 学期 4 月 1 日から 7 月 31 日まで

第 2 学期 8 月 1 日から 12 月 31 日まで

第 3 学期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで

(休業日)

第 6 条

授業を行わない日は次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律に規定する日

(2) 土曜日・日曜日

(3) 春季休業日

(4) 夏季休業日

(5) 冬季休業日

※前各号に定めるもののほか、校長が教育上特に必要と認める日

(単位の認定)

第10条

校長は生徒が教育計画に従って教科・科目を履修し、当該学年におけるその成果がその教科科目の目標からみて満足できるものと認めた場合は、当該学年の学年末においてその教科科目について所定の単位を修得したことを認定する。

(卒業の認定)

第11条

校長は、所定の単位を修得したことを認めた生徒に対して卒業を認定する。

(卒業の時期)

第12条

卒業の時期は、最終学年の3月とする。

第5章 入学、転学、出席停止、 休学、留学、退学、その他

(入学の許可)

第15条

入学は校長が許可する。

入学者の選抜は、県教育委員会が定める当該年度の兵庫県立公立高等学校入学者選抜要綱により行う。

(入学許可の時期)

第16条

第1学年に入学を許可する時期は4月1日とする。

ただし、特別の事情がある場合は、この限りではない。

(入学の資格)

第17条

第1学年に入学を許可することができる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 以下略

(通学区域)

第18条

通学区域は、観光・グローバル類型は全県とし、地域探究類型は、朝来市、養父市、豊岡市、香美町、新温泉町、神河町とする。

(編入学)

第20条

- 1 第2学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、全各学年の課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者とする。
- 2 第2学年以上に編入学しようとする者は、前条の規定に準じて入学願書を校長に提出しなければならない。

3 前項の入学は随時とし、編入学考査のうえ許可することができる。

(転学)

第21条

- 1 本校から他の学校へ転学しようとする生徒は、保護者と連署した別記様式第9号による転学願を校長に提出して許可を受けなければならない。
- 2 他の学校から本校へ転学しようとする生徒は、前項の規定に準じて転学願を校長に提出しなければならない。
- 3 校長は、教育上支障がない場合には転学を許可することができる

(出席停止)

第22条

校長は、伝染病にかかり又はそのおそれのある生徒があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(休学)

第23条

- 1 病気その他やむを得ない事由により、3月をこえて出席することができないため休学しようとする生徒は保護者と連署した別記様式第10号による休学願に医師の診断書等これを証する書類を添えて校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、休学を許可することができる。
- 3 休学の期間は、1年以内とする。ただし、校長は特別の事情があると認めるときは、2年を超えない範囲でその期間を延長することができる。

(復学)

第24条

- 1 休学の期間内にその事由が消滅し、復学しようとする生徒は保護者と連署し別記様式第11号の復学願に医師の診断書等これを証する書類を添えて、校長に提出しなければならない。
- 2 校長は、前項の場合において、教育に支障がないと認めるときは復学を許可することができる。

(留学)

第25条

- 1 留学を志望する生徒は、保護者と連署した別記様式第12号の留学願及び留学の概要、入学許可の写しを添えて、校長に提出しなければならない。
- 2 校長は前項の場合において、教育上有益と認めるときは、原則として1年間の留学を許可することができる。
- 3 留学を修了した生徒は、保護者と連署した別紙様式第13号の復帰願を留学終了報告書及び留学先の高等学校が発行した教科単位取得証明書を添えて、校長に報告しなければならない。

(退学)

第26条

- 1 疫病その他の事情により退学しようとする生徒は、保護者と連署した別記様式第10号による退学願を校長に提出しなければならない。

2 校長は、前項の事由が正当であると認めるときは、退学を許可することができる
(死亡等の届出)

第27条

生徒が死亡したときは、保護者は、別記様式第15号による死亡届を速やかに校長に提出しなければならない。

(住所等の変更届出)

第28条

生徒が住所又は名前を変更したときは、保護者は別記様式第16号による生徒住所(名前)変更届を速やかに校長に提出しなければならない。

第6章 後見する者・宣誓書等

(後見する者等)

第30条

- 1 保護者は生徒の後見する者を定めすみやかに別記様式第19号による後見する者届を校長に提出しなければならない。
- 2 前項の後見する者は、学区内に住所を有し、独立の生計を営む者でなければならない。ただし、校長において不相当と認めたときは変更させることができる。
- 3 後見する者又は保護者が住所又は名前を変更したときはすみやかに別記様式第20号による保証人(保護者)住所変更届を校長に提出しなければならない。

(宣誓書等)

第31条

- 1 入学を許可された生徒は、入学許可の日から10日以内に別記様式第21号による宣誓書とともに、保護者及び保証人が連署した別記様式第22号による誓約書を校長に提出しなければならない。
- 2 保護者又は保証人が死亡その他の事由により欠けたときは、すみやかにこれにかわる者を定め、前項の規定に準じて誓約書を校長に提出しなければならない。

第7章 賞罰

(表彰)

第32条

校長は、学業・人物その他について他の模範と認められる優秀な生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第33条

- 1 校長及び教員は教育上必要があると認められるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。
- 3 前項の退学は、次の各号の一に該当する生徒に対して行うことができる
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由がなく出席常でない者
 - (4) 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者。